

川口市立戸塚中学校 PTA 会則

第1条 (名称と事務局)この会は川口市立戸塚中学校 PTA と称し、事務局を同校内におく。

第2条 (目的)この会は保護者と教職員が協力し合い、生徒の豊かな成長を支えることを目的とする。

第3条 (方針)この会は教育を本旨とする入退会自由な任意団体であって次の方針にもとづいて活動する。

1. 原則として会員が主体的に活動する。
2. 教育機関および関係団体と相互協力する。
3. この会の名または役員資格で、政治的、宗教的、営利的な活動や事業に関係しない。
4. 学校の管理運営や人事に干渉しない。

第4条 (活動)この会は第2条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 生徒の豊かな成長を図る施策(学校教育への協力)
2. 家庭と学校の連携および会員の研修・慶弔(慶弔についての細部は細則で別に定める。)
3. 教育環境の整備と校外指導への協力
4. 生徒の進路指導・社会教育への協賛
5. その他本会目的のために必要な活動

第5条 (会員)この会は本校生徒の保護者と本校教職員が加入することができる。

第6条 (本部役員)この会に本部役員をおき、任期は一年とする。

ただし、再任は妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- | | | |
|----------|-----|--|
| 1. 会 長 | 1 名 | 会員中より三役会で選出し、総会で承認を得る。 |
| 2. 副 会 長 | 若干名 | 会員中より三役会で選出し、総会で承認を得る。
ただし1名は教頭とする。 |
| 3. 会 計 | 3 名 | 会員中より三役会で選出し、総会で承認を得る。
ただし1名は教頭若しくは教職員とする |
| 4. 書 記 | 2 名 | 会員中より三役会で選出し、総会で承認を得る |
| 5. 会計監査 | 2 名 | 会員中より三役会で選出し、総会で承認を得る。 |
| 6. 幹 事 | 若干名 | 必要に応じ、会員中より選出し、会長が委嘱する。 |

第7条 1. 顧 問 この会には、会長の委嘱により顧問をおくことができる。

2. 相談役 この会に相談役をおくことができる。相談役のうち、一名は学校長とする。
相談役は必要に応じて会長が委嘱し、PTA 活動が円滑に推移するよう助言・指導・協力をする。

第8条 (役員)この会の役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は会を代表して会務を統括し各種会議を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在時はその代理をする。
3. 会計はこの会の会計を掌る。
4. 書記は会議の議事録を掌る。
5. 会計監査は会計を監査する。
6. 幹事はこの会の庶務を掌る。

第9条 (会議)この会の運営に必要な会議は次の通りとする。

1. 総会は最高の議決機関で毎年一回会長が招集し、次の事項を審議する。
ただし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
 - イ. 会則の改廃に関すること。
 - ロ. 役員承認に関すること。
 - ハ. 事業及び決算の承認に関すること。
- 二. 事業計画及び予算の議決に関すること。
- ホ. その他
2. 三役会は会長、副会長、学校側役員で構成する。その他必要に応じ役員の出席を求めることができる。
また、役員が欠けた時は、三役会で承認する。
3. 本部役員会は本部役員をもって構成し、会務に必要な協議をする。

第 10 条 (会議の招集及び議事)

1. 会議の招集は、その会議に付議すべき事項、日程及び場所を、書面又は電磁的方法をもって通知する。
2. 会議はより多くの出席者を求め、議決は出席者の過半数(委任状を含む)の同意による。
ただし、総会においては会員数の過半数(委任状を含む)の出席がなければ議事を決することはできない。
総会の議事は出席会員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。
3. 会長が必要と認めるときは、第 1 項に定める招集を省略し、第 2 項に定める決議を書面・電磁的方法に代えることができる。

第 11 条 (実行委員会)この会の会務を執行するため必要に応じて実行委員会をおくことができる。

第 12 条 (会計)この会の経費は会費・助成金その他の収入をもってあてる。

第 13 条 (会費)この会の会費は総会で承認された額とし、年額を年度当初に一括して納入する。
(一家庭当たりの会費とする)

第 14 条 (会計年度)この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 15 条 (個人情報)会員及びその生徒の個人情報は、必要に応じて会員から提供を受けるものとする。

また、第2条に定める本会の目的における本会の活動においてのみ利用されるものとする。

第16条 (会則の変更)この会則および細則の改廃は総会の議決を経なければならない。

付則 この会の会則は昭和55年6月28日から施行する。

昭和63年5月14日一部改正(第 6 条・第 8 条)

平成 7年5月20日一部改正(第 6 条)

平成10年5月16日一部改正(第 13 条)

平成13年5月19日一部改正(第 6 条)

平成18年5月27日一部改正(第 6、8、9、13、16 条)

平成21年5月15日一部改正(第 6 条)

平成22年3月 3日一部改正(細則第 3、6 条)

平成23年5月20日一部改正(第 7 条)

平成28年5月20日一部改正(第 6、7、10、16 条、細則第 2、3、6、7 条)

平成31年5月17日一部改正(第 6 条、細則第 7 条)

令和 2年7月 1日一部改正(第 6、9、10 条、細則第 1、2、3、5、6 条)

令和 3年6月 1日一部改正(細則第 5 条)

令和 3年12月9日一部改正(細則第2条)

令和 6年1月 25 日全面改正

◎細則 会則第 4 条第 2 項により細部をつぎの通り定める。

第1条 (慶弔)会則第 4 条第 2 項による会員の慶弔については次のところによる。

1. 会員、生徒の死亡の際は、弔慰金をおくる。
2. 火災等災害を受けた際は見舞金をおくる。
3. 金額については弔慰金 5000 円、見舞金 5000 円とする。
4. その他、必要ある事項および急を要するときは、会長と副会長が相談の上、費用を支出することができる。

戸塚中友の会会則

第1章 名称・事務所

- 第1条 本会の名称を「戸塚中友の会」とする。
第2条 本会の事務所は戸塚中学校におく。

第2章 目的・事業

- 第3条 本会の目的は生徒のスポーツ及び文化活動の進展をはかることを目的とする。
第4条 本会は前条の目的を達成するため、次のことを行う。
1. 県大会・関東大会・全国大会等に要する経費の援助
2. 部活動への援助
3. その他必要となる生徒の教育活動への援助

第3章 組織

- 第5条 本会は次の会員をもって組織する。
1. 正会員 川口市立戸塚中学校生徒の保護者
2. 賛助会員 上記以外に本会の主旨に賛同し入会を希望する者

第4章 役員

- 第6条 本会に次の役員をおく。
1. 会長 1名 2. 副会長 若干名
3. 会計 2名 4. 書記 2名
5. 監事 2名 6. 理事 若干名
第7条 本会役員は次の方法によって正会員より選出する。
1. 会長はPTA会長が兼任する。
2. 副会長、会計、書記は会長が委嘱する。
3. 監事、理事は地区を考慮して会長が委嘱する。
第8条 役員の仕事は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表して会務を総括し各種会議を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 会計は本会の経理を担当する。
4. 書記は本会の記録をとる。
5. 監事は会務ならびに会計を監査する。
6. 理事は主要事項を審議し会務の執行にあたる。
第9条 役員の仕事は1年とする。但し、再任を妨げない。補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

- 第10条 本会は毎年1回総会を開き報告を行い主要事項を審議決定する。必要に応じ臨時総会を開くことができる。
第11条 役員会は会長が必要に応じて招集する。
第12条 役員会は運営事項を審議決定する。

第6章 会費

- 第13条 本会の経費は会費その他の収入をもってこれにあてる。
第14条 本会の正会員の会費は2024年度より集金を停止し、残額がなくなった時点で友の会を廃止する。
第15条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 付則

- 第16条 本会則の変更は総会の決定によらなければならない。
第17条 本会則は平成18年4月1日から施行する。

- 附則 ・平成25年5月1日一部改正(第14条)
・平成26年5月1日一部追加(第4条3)
・平成28年5月20日一部改正(第16条)
・令和6年1月25日一部改正(第14条)